

障発0330第13号
平成24年3月30日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第16号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設等」という。）が法に規定する指定入所支援を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児入所施設等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定障害児入所施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児入所施設等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告

に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。

また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な指定入所支援が行われていることが判明した場合、当該指定入所支援に関する障害児入所給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

（1）次に掲げるときその他の指定障害児入所施設等が自己の利益を図るために基準に違反したとき

① 指定入所支援の提供に際して入所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

② 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

③ 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき

（2）障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

（3）その他（1）及び（2）に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

3 指定障害児入所施設等が、運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法の定める期間の経過後に、再度当該施設から指定障害児入所施設等について指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確認することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

第二 一般原則（基準第3条）

- 1 基準第3条第1項は、指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性等を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成するとともに、これに基づき、当該入所支援を提供しなければならないとしたものである。
- 2 同条第4項における、指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた個別支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制等をいうものである。

第三 指定福祉型障害児入所施設

1 人員に関する基準

（1）従業者の員数（基準第4条）

基準第4条は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第49条において福祉型障害児入所施設に義務づけている職員配置を指定福祉型障害児入所施設の指定入所支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 児童発達支援管理責任者（基準第4条第1項第6号）

児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定入所支援を行う観点から、適切な方法により、入所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、入所支援計画の作成及び提供した指定入所支援の客観的な評価等を行うものである。また、指定福祉型障害児入所施設の従業者は、原則として専従でなければならない、職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、入所支援計画の作成及び提供した指定入所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。ただし、指定基準上、児童指導員等が必要な数を超えて配置している場合であって、児童発達支援管理責任者の業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者が指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事することはできるものとする。

- ② 基準第4条第3項は、同条第1項（第1号を除く）及び第3項に掲げる従業者のうち第1項第4号の栄養士及び第5号の調理員については、併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。

2 設備に関する基準

（1）設備（基準第5条）

基準第5条は、設備運営基準第48条において福祉型障害児入所施設に定めている設備の基準を指定福祉型障害児入所施設においても定めたものである。

基準第5条第5項は、同条第1項及び第2項の設備のうち居室を除く設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備を兼ねることができることを規定したものである。

3 運営に関する基準

（1）内容及び手続の説明及び同意（基準第6条）

基準第6条は、指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し適切な指定入所支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉型障害児入所施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定福祉型障害児入所施設から指定入所支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用申込者及び指定福祉型障害児入所施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

また、利用申込者との間で当該指定入所支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、

- ① 当該施設の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該施設の経営者が提供する指定入所支援の内容
- ③ 当該指定入所支援の提供につき入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定入所支援の提供開始年月日
- ⑤ 指定入所支援に係る苦情を受け付けるための窓口
を記載した書面を交付すること。

なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法により提供することができる。

(2) 提供拒否の禁止（基準第7条）

指定福祉型障害児入所施設は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該施設の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難な場合等である。

(3) あっせん、調整及び要請に対する協力（基準第8条）

指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うあっせん、調整及び要請について、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

(4) サービス提供困難時の対応（基準第9条）

指定福祉型障害児入所施設は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第9条の規定により、適当な他の指定福祉型障害児入所施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(5) 受給資格の確認（基準第10条）

指定福祉型障害児入所施設の利用に係る障害児入所給付費等を受けることができるのは、入所給付決定保護者に限られることを踏まえ、指定入所支援の開始に際し、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しなければならないこととしたものである。

(6) 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助（基準第11条）

① 入所給付決定を受けていない者

基準第11条第1項は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児入所給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

② 利用継続のための援助

同条第2項は、利用障害児に係る給付決定期間の終了に伴い、保

護者が引き続き指定入所支援を受ける意向がある場合には、都道府県が入所給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(7) 心身の状況等の把握（基準第12条）

基準第12条は、指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して適切な指定入所支援が提供されるようにするため、当該障害児の心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。また、質の高い指定入所支援の提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないこととしたものである。

(8) 居住地の変更が見込まれる者への対応（基準第13条）

基準第13条は、指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が転居等により居住地の変更が見込まれる場合には、都道府県へ連絡を行い円滑な支援を図らなければならないこととしたものである。

(9) 入退所の記録の記載等（基準第14条）

① 基準第14条第1項及び第2項は、指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該施設の名称等の必要な事項を入所受給者証に記載し、その記載事項について速やかに援護の実施者である都道府県に対し報告しなければならないこととしたものである。

なお、給付決定期間中に他の施設に入所することとなった場合にも同様の報告が必要となるものである。

② 同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は、入所数の変動が見込まれる場合には、利用申込者に対する情報提供等に資するため速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

(10) サービスの提供の記録（基準第15条）

① 基準第15条第1項は、入所給付決定保護者及び指定福祉型障害児入所施設が、その時点での指定入所支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際には、当該指定入所支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

なお、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。

② 同条第2項は、前項の指定入所支援の提供の記録について、指定入所支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、入所給付決

定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。

(11) 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第16条）

基準第16条は、指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、金銭支払いを求める際には、当該金銭の使途及び額並びに当該入所給付決定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならないこととしたものである。これは障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、障害児の便益を向上させるものについては、一定のルールをもとに入所給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(12) 入所利用者負担額の受領（基準第17条）

① 入所利用者負担額の受領

基準第17条第1項は、指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定入所支援についての利用者負担額として、入所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）において定める額の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 法定代理受領を行わない場合

同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設が法第24条の3第8項に規定する法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際には、入所給付決定保護者から入所利用者負担額のほか、障害児入所給付費の額の支払を受けるものとするものとしたものである。

③ その他受領が可能な費用の範囲

同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

（Ⅰ）食事の提供に要する費用

（Ⅱ）光熱水費

（Ⅲ）日用品費

（Ⅳ）日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

なお、（Ⅳ）の具体的な範囲については、別に通知するところ

によるものとする。

④ 領収書の交付

同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。

⑤ 入所給付決定保護者の同意

同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならないこととしたものである。

(13) 入所利用者負担額に係る管理（基準第18条）

基準第18条は、指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定入所支援を受けたときは、他の指定入所支援に係る入所利用者負担額との合計額を算定しなければならない。

この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は都道府県に報告するとともに、入所給付決定保護者及び他の指定福祉型障害児入所施設等が必要とする部分について通知しなければならないこととしたものである。

(14) 障害児入所給付費等の額に係る通知等（基準第19条）

① 入所給付決定保護者への通知

基準第19条第1項は、指定福祉型障害児入所施設は、都道府県から法定代理受領を行う指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合には、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の交付

同条第2項は、基準第17条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定入所支援の内容、費用の額その他入所給付決定保護者が都道府県に対し障害児入所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、入所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。

(15) 指定入所支援の取扱方針（基準第20条）

① 基準第20条第1項は、指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援が、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

② 同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、入所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

③ 同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は、自らその提供する指定入所支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

(16) 入所支援計画の作成等（基準第21条）

① 基準第21条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき入所支援計画について規定している。

入所支援計画には、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定入所支援を提供する上での留意事項等を記載すること。なお、入所支援計画の様式については、各指定施設ごとに定めるもので差し支えない。

また、入所支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

② 児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の原案を作成し、以下の手順により入所支援計画に基づく支援を実施するものである。

ア 障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めること

イ 入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること

ウ 入所給付決定保護者へ当該入所支援計画を交付すること

エ 当該入所支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、入所支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて入所支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について入所給付決定保護者等の同意を得ること

(17) 児童発達支援管理責任者の責務（基準第22条）

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。

- ① 基準第18条及び基準第19条に規定する業務を行うこと
- ② 他の従業者に対して、指定入所支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(18) 検討等（基準第23条）

基準第23条は、指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身状況及び居宅生活において利用可能なサービスを定期的に従業者の間で検討しつつ、居宅生活が可能と認められる障害児については、当該入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案しながら、必要な支援を図っていかなければならないこととしたものである。

(19) 相談及び援助（基準第24条）

基準第24条における相談及び援助については、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることであり、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

(20) 指導、訓練等（基準第25条）

- ① 基準第21条の規定により、指定入所支援の提供に当たっては、入所支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。
- ② 同条第4項に規定する「常時1人以上の従業者を指導、訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者に従事させることを規定したものである。

(21) 食事（基準第26条）

基準第26条は、指定福祉型障害児入所施設における、食事の提供及び栄養管理は、障害児の健全な発育上極めて重要な影響を与えるものであることから、食事の内容はできるだけ変化に富み、年齢、障害の特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとするよう努めることを規定したものである。

(22) 社会生活上の便宜の供与等（基準第27条）

- ① 基準第27条第1項は、指定福祉型障害児入所施設は画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこととしたものである。
- ② 同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設は障害児が必要とする手続き等について、障害児又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、入所給付決定保護者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度確認を得るものとする。
- ③ 同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設は障害児の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、障害児と家族の面会の場所や時間等についても、障害児やその家族の利便に配慮したものとする。

(23) 健康管理（基準第28条）

- ① 基準第28条は、指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。
- ② 同条第4項は、指定福祉型障害児入所施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたものである。

(24) 緊急時等の対応（基準第29条）

基準第29条は、指定福祉型障害児入所施設が、現に指定入所支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(25) 障害児の入院期間中の取り扱い（基準第30条）

- ① 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、障害児の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。
- ② 「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、障害児及びその家族の同意の上での入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便

宜を図ることを指すものであること。

- ③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に、満床であることをもって該当するものではなく、例えば、障害児の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的に該当しないことに留意すること。

なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、障害児の生活に支障を来さないよう努める必要がある。

(26) 給付金として支払を受けた金銭の管理（基準第31条）

基準第31条は、指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、適切に管理しなければならない旨を規定したものである。

(27) 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知（基準第32条）

法第57条の2の規定により、都道府県は偽りその他不正な手段により障害児入所給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定福祉型障害児入所施設は、障害児入所給付費の適正支給の観点から、遅滞なく指定福祉型障害児入所施設から都道府県に意見を付して通知しなければならないこととしたものである。

(28) 管理者による管理等（基準第33条）

- ① 基準第33条第1項は、指定福祉型障害児入所施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

(Ⅰ) 当該指定福祉型障害児施設の従業者としての職務に従事する場合

(Ⅱ) 当該指定福祉型障害児入所施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に支障がないと認められる場合

- ② 同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設の管理者の責務として、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に基準第2章第3節（運営に関する基準）

を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(29) 運営規程（基準第34条）

基準第34条は、指定福祉型障害児入所施設の適正な運営及び障害児に対する適切な指定入所支援の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉型障害児入所施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 入所定員（第3号）

入所定員は、指定福祉型障害児入所施設において、同時に指定入所支援の提供を受けることができる入所者の数の上限をいうものであること。

② 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額（第4号）

「指定入所支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第17条第3項第1号により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものであること。

③ 施設の利用に当たっての留意事項（第5号）

障害児が指定入所支援の提供を受ける際に、障害児及び入所給付決定保護者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。

④ 非常災害対策（第7号）

基準第37条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。

⑤ 主として入所させる障害の種類（第8号）

指定福祉型障害児入所施設は、障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、あらかじめ、主として入所させる障害児の種類を定めること。

なお、当該対象以外の者からサービス利用の申込みがあった場合、当該障害児に対し指定入所支援の提供に支障がない場合は、応諾義務が課せられるものである。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第9号）

「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設にお

ける虐待の防止について」(平成17年10月20日付け当職通知)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定福祉型障害児入所施設においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待防止に関する責任者の設置

イ 苦情解決体制の整備

ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)

等を指すものであること。

⑦ その他施設の運営に関する重要事項(第10号)

苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。

(30) 勤務体制の確保等(基準第35条)

障害児に対する適切な指定入所支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 基準第35条第1項は、指定福祉型障害児入所施設ごとに原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。

② 同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設は、原則として当該施設の従業者によって指定入所支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

③ 同条第3項は、指定福祉型障害児入所施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

(31) 定員の遵守(基準第36条)

障害児に対する指定入所支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定福祉型障害児入所施設が定める入所定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する入所定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定福祉

型障害児入所施設において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情がある場合に限り、可能とすることとしたものである。

① 1日当たりの障害児の数

ア 入所定員50人以下の場合

1日の障害児の数（法第27条第1項第3号の措置により入所している児童の数を含む。以下同じ。）が、入所定員に100分の110を乗じて得た数以下となっていること。

イ 入所定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、入所定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数以下となっていること。

② 過去3月間の障害児の数

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の105を乗じて得た数以下となっていること。

(32) 非常災害対策（基準第37条）

① 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものであること。

(33) 衛生管理等（基準第38条）

① 基準第38条第1項及び第2項は、指定福祉型障害児入所施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予

防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意するものとする。

ア 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

② 同条第3項において、入浴の実施に当たっては、障害児の心身の状況や自立支援を踏まえ、また事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど障害児の清潔保持に努めなければならない。

(34) 協力医療機関等（基準第39条）

指定福祉型障害児入所施設は、基準第39条第1項の規定により、協力医療機関を、同条第2項の規定により、協力歯科医療機関を定めることを規定したものである。なお、指定福祉型障害児入所施設から近距離にあることが望ましいものであること。

(35) 身体拘束等の禁止（基準第41条）

基準第41条は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

(36) 虐待等の禁止（基準第42条）

基準第42条は、指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したものである。なお、虐待防止の具体的措置については、(29)の⑥の虐待防止のための措置に関する事項を参考にする。

(37) 懲戒に係る権限の濫用の禁止（基準第43条）

基準第43条は、指定福祉型障害児入所施設の長たる管理者に対し与えられている懲戒に係る権限は、あくまでも障害児の健全育成のために与えられているのであって、この目的の範囲を超える場合には、懲戒に係る権限の濫用にあたり、これを禁止することを規定したものである。なお、「懲戒に係る権限の濫用禁止について」（平成10年2月18

日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知)を参考にすること。

(38) 秘密保持等 (基準第44条)

- ① 基準第44条第1項は、指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設に対して、過去に当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 同条第3項は、従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報等を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(39) 利益供与等の禁止 (基準第46条)

- ① 基準第46条第1項は、障害児相談支援事業者又は障害福祉サービスの事業者等による指定福祉型障害児入所施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。
- ② 同条第2項は、保護者による障害児相談支援事業者又は障害福祉サービスの事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設に係る障害児等や当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。

(40) 苦情解決 (基準第47条)

- ① 基準第47条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談

窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、入所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。

② 同条第2項は、苦情に対し指定福祉型障害児入所施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定福祉型障害児入所施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定福祉型障害児入所施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

③ 同条第5項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。

(41) 地域との連携等（基準第48条）

基準第48条は、指定福祉型障害児入所施設が、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(42) 事故発生時の対応（基準第49条）

障害児が安心して指定入所支援の提供を受けられるよう、指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。

① 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。

② 指定福祉型障害児入所施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

③ 指定福祉型障害児入所施設は、事故が生じた際にはその原因を説明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービス

における危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

(43) 会計の区分（基準第50条）

基準第50条は、指定福祉型障害児入所施設は、当該施設の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(44) 記録の整備（基準第51条）

指定福祉型障害児入所施設においては、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、指定福祉型障害児入所施設の提供に関する諸記録のうち、同条第2項に規定するものについては、当該指定福祉型障害児入所施設において、当該指定入所支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておくなければならない。

第四 指定医療型障害児入所施設

1 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第52条）

基準第52条は、設備運営基準第58条において医療型障害児入所施設義務づけている職員配置を指定医療型障害児入所施設の指定入所支援の提供にあたり規定したものである。

基準第52条第3項は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。

2 設備に関する基準

(1) 設備（基準第53条）

基準第53条は、設備運営基準第57条において医療型障害児入所施設に定めている設備の基準を指定医療型障害児入所施設においても定めたものである。

基準第53条第4項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。

3 運営に関する基準

(1) 入所利用者負担額の受領（基準第54条）

① 入所利用者負担額の受領

基準第54条第1項は、指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定入所支援についての利用者負担額

として、入所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令において定める額の支払を受けなければならないことを規定したものである。

なお、障害児入所医療費の支払を受けることについても同様である。

② 法定代理受領を行わない場合

同条第2項は、指定医療型障害児入所施設が法第24条の3第8項に規定する法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際には、利用者負担額のほか障害児入所給付費（障害児入所医療費を含む。）の額の支払を受けるものとしたものである。

③ その他受領が可能な費用の範囲

同条第3項は、指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

（Ⅰ）日用品費

（Ⅱ）日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

なお、（Ⅱ）の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

④ 領収書の交付

同条第4項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。

⑤ 入所給付決定保護者の同意

同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ることとしたものである。

（3）障害児入所給付費の額に係る通知等（基準第55条）

① 入所給付決定保護者への通知

基準第55条第1項は、指定医療型障害児入所施設は、都道府県から法定代理受領を行う指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合には、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費又は障害児入所医療費の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の交付

同条第2項は、基準第55条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定入所支援の内容、費用の額その他入所給付決定保護者が都道府県に対し障害児入所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、入所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。

(4) 協力医療機関（基準第56条）

基準第56条の協力歯科医療機関（主として自閉症児を受け入れものを除く）は、当該施設から近距離にあることが望ましい。

(5) 準用（基準第58条）

基準第58条により、第6条から第16条まで、第18条、第20条から第38条まで、第40条から第44条まで、第45条第1項、第46条から第49条まで及び第51条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用されるものであることから、第三の3の(1)から(11)まで、(13)、(15)から(33)まで、(35)から(42)まで及び(44)を参照されたい。